

## 第 5 回 新市の事務所の位置等検討小委員会

と き：平成 15 年 12 月 8 日（月）

午後 7 時～

ところ：築館合同庁舎 第 5 会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 開会の挨拶 鈴木 守委員長

#### 3 案 件

##### 1 ) 新市の事務所の位置等の検討

1 新市の事務所の位置は築館町役場とする。

---

（「当分の間」の取扱いについては継続協議）

2 新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含む総合支所方式とする。

---

（これを基本とし、「住民サービス機能を維持していくものとする」は継続協議）

3 今回協議

---

---

---

##### 2 ) その他

---

---

---

---

#### 4 閉会の挨拶 飯田 明副委員長

#### 5 閉 会

# 新市の事務所の位置等検討小委員会

## 第5回 / 討議資料

栗原地域合併協議会

### 第3回新市の事務所の位置等検討小委員会での意見集約についての対案

	小委員会意見集約(案)		
	1 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする。	2 現在の10町村の庁舎については、当分の間、総合支所とし、合併前の機能をできるだけ維持していくものとする。	3 将来新たに建設が予想される新市の庁舎及び事務所の位置等については、住民の利便性や新市の財政状況等を考慮し、新市において検討するものとする。
白鳥英敏委員	原案どおり。	原案どおり。	原案どおり。
鈴木守委員	原案どおり。	原案どおり。	原案どおり。
中嶋太一委員	原案どおり。	現在の10町村の庁舎については、当分の間、総合支所として活用する。	将来における新市の事務所の位置については、新たに建設が予想される、新市の本庁舎の位置とする。建設の場所や規模については、住民の利便性や交通事情及び栗原地域の地理的特性を考慮し、住民を含めた審議会を設置し検討する。
佐藤平義委員	新市の事務所の位置は、当分の間（新庁舎建設5年以内を前提）現在の築館町役場の位置とする。	新市の事務所の設置方式は、新庁舎建設後は本庁方式とするが、当分の間、一部分庁方式を含めた総合支所方式とする。	合併後5年以内に新庁舎の建設を図る。建設の場所については、住民の利便性や新市の発展性を考慮し、計画されている国道4号線バイパスと新幹線くりこま高原駅等を十分勘案した場所とする。
高橋伸幸委員	築館町役場か金成町役場がよいと考える。	原案どおり。	原案どおり。
千葉伍郎委員	新市の事務所の位置は、当分の間、現在の金成町役場の位置とする。	新市庁舎が建設されるまで、本庁舎（一部分庁方式）及び一部ブロック庁舎方式とし、他の町村は全て総合支所方式とする。合併前の住民サービス機能を最大限維持するものとする。	新市の庁舎建設及び事務所の位置等については、将来とも住民の利便性や新市の財政状況等を考慮し、新市移行後に検討するものとする。
武田正道委員	原案どおり。	原案どおり。	原案どおり。
太齋俊夫委員	原案どおり。	原案どおり。	原案どおり。
山村喜久夫委員	原案どおり。	原案どおり。	合併前に庁舎建設について方向性を示すべき。
石川憲昭委員	原案どおり。	原案どおり。	新市の庁舎の位置は築館町周辺とあるが、築館町も含むと解釈する。財政状況の考慮は当然だが庁舎建設は出来るだけ早い時期に考えるべきであり、新市のシンボルと考え、国、県等の出先の近く、又、交通体系も充分整った場所等が望ましい。
津藤國男委員	原案どおり。	原案どおり。	原案どおり。
佐々木幸一委員	原案どおり。	原案どおり。	新市において検討するという報告でもいいが、小委員会の結論としてそれでよいのか疑問に思うので、合併後10年を目標に建設を行うとしては如何か。
伊藤竹志委員	新市の事務所の位置は、現在の築館町役場の位置とする。	現在の10町村の庁舎については、総合庁舎とし、合併前の機能をできるだけ維持していくものとする。	原案どおり。
大内朗委員	原案どおり。	現在の10町村の庁舎については、当分の間、一部分庁方式を含めた総合庁舎とし、合併前の機能をできるだけ維持していくものとする。	将来新たに建設される新市の庁舎及び事務所の位置等については、住民の利便性や新市の財政状況等を考慮し、合併後10年を目標に新市において検討するものとする。
飯田明委員	原案どおり。	原案の意味するところには賛同できる。	将来の新市の事務所の位置については、新市における建設計画を基に地理的要因や交通事情、他の施設や官公署との関係等、将来的な行政効率を踏まえた上で、市民の利便性を最大限配慮し、市民の意見を踏まえて検討する。
小岩誠二委員	原案どおり。	経費の削減を考えると一部中枢機能を当分の間ではなく持続可能な範囲内で機能分担を位置づけるべきと思われる。（ライフスタイルに直接関係のない部分等）	合併特例債の特例期限内に位置づけておくべきと思われる。造成費等を考慮し、郊外等も視野に検討すべきと思われる。
千葉和恵委員	原案どおり。	原案どおり。	新市の庁舎は建設する方向で決めておくほうが合併をした後の目標なり希望のようなものができると思う。
菅原佑委員	当分の間については、具体的年数を当委員会で設定すべきである。	若干のデメリットはあるが、分庁舎方式でスタートするべきである。	今時合併協議会において参加10町村が概略合意できるエリア設定まで協議すべき
佐藤利郎委員	原案どおり。	原案どおり。	原案どおり。
中鉢泰一委員	原案どおり。	現在の10町村の庁舎については、当分の間、総合支所とし、合併前の機能を維持していくものとする。	原案どおり。
集約内容	新市の事務所の位置は、現在の築館町役場の位置とする。 （「当分の間」の取り扱いについては継続協議）	新市の事務所の設置については、一部分庁方式を含む総合支所方式とする。（これを基本とし、「住民サービス機能を維持していくものとする」は継続協議）	

語句説明 当分の間とは・・・新庁舎が建設されるまでの期間  
 新たに建設・・・新築、（改築、増築を含む）  
 新市において検討・・・新庁舎を建設するか、しないのかを含めて検討

### 第3回新市の事務所の位置等検討小委員会での意見集約についての意見等

		小委員会意見集約(案)		
		1 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする。	2 現在の10町村の庁舎については、当分の間、総合支所とし、合併前の機能をできるだけ維持していくものとする。	3 将来新たに建設が予想される新市の庁舎及び事務所の位置等については、住民の利便性や新市の財政状況等を考慮し、新市において検討するものとする。
白鳥英敏委員	原案どおりでいいと思います。新市において庁舎の機能や住民の意見及び住民自治の確立を目指し検討するべきだと思います。できれば役所に頼るばかりでなく、自分達でこの生活圏を守れるようにしていきたい。			
鈴木守委員				
中嶋太一委員			合併する以上、合併前の機能を維持することについては、あえて文言として入れる必要はないものと考えます。	市民のモチベーションを考えた時、新市において本庁舎建設は必要であると考えます。ただし、それには、前述の条件を考慮しなければならない。中でも栗原地域の地理的特性については、この地域を「中」からではなく「外」からの見通しで考えることが最も重要である。財政状況についての文言は、当然精査すべきものであるから「規模」という表現に留めた。
佐藤平義委員	当分の間は5年を前提		当分の間は5年を前提	
高橋伸幸委員	総合庁舎方式を選ぶならば、現在ある10町村の役場のうち、広さ、新しさで選ぶべきと考えます。		合併後の職員数、住民サービスの維持を考えれば、当面は総合庁舎方式で、合併前の形を継続したほうがよいと考える。後は合併後の状況に応じて対応したほうがよいと考える。	合併後の住民意識や状況に応じて検討した方がよいと考える。
千葉伍郎委員	合併後、当分の間は、既存の10町村の庁舎を最大限活用する。築館町役場とした場合、3ブロック一部分庁舎方式構想の一部が崩れることと、管理部門が入れたとしても、本来あるべき築館の町民サービス部門が他へ移転を余儀なくされる。金成町役場とした場合、新幹線くりこま高原駅や高速道若柳・金成インター、国道4号線に近く、築館町と比較しても恵まれた条件にある。金成町庁舎は新築間もなく、他の併設施設が容易に活用できる。		庁舎配置及び所掌事務(本庁舎、ブロック庁舎、総合支所)については別紙構想案のとおりとする。	新市の庁舎建設は、当分の間、建設しないものとする。
武田正道委員				
太齋俊夫委員	新市の事務所の位置は、築館町役場は最適と判断します。		周辺部の町村としては、総合支所方式は、現在の機能を維持していくこととさびれを考えた場合、最も良い手法と思われる。	事務所の位置、庁舎の建設は、新市長、議会等で決める事と思う。
山村喜久夫委員			築館町役場の間借りの部門は、管理、総務部門とするが、旧町の移動する部門をどうするかも検討する必要あり。	合併前に庁舎建設について方向性を示すべき。JA栗っこでも不便をきたしている。やはり庁舎は市の顔になるので建設が必要と思われる。
石川憲昭委員	当然と思われる。		一部分庁方式の部門制の配置について案があれば提示されたい。	新市の庁舎の位置は築館町周辺とあるが、築館町も含むと解釈する。財政状況の考慮は当然だが庁舎建設は出来るだけ早い時期に考えるべきであり、新市のシンボルと考え、国、県等の出先の近く、又、交通体系も充分整った場所等が望ましい。
津藤國男委員				
佐々木幸一委員	築館町と接地し、旧町村の役場から10kmの円を描いて一番交わる。		住民は、合併前の生活環境と変わらなければよいと思うので、当分の間、10町村の庁舎は総合庁舎とし、職員の削減等に伴い、自然に集中していくようにした方がよい。	新市において検討するという報告でもいいが、小委員会の結論としてそれでの疑問に思うので、合併後10年を目標に建設を行うとしては如何か。(合併後10年間の間に庁舎建設基金等いろいろな心構えができると思うので)私は新庁舎建設に反対です。特例債の50~60億円を庁舎建設に使って住民が本当に幸せになれるだろうか。住民のサービスの充実を積極的に進め、住民が新庁舎建設に理解を示してきたと思えた時に建設し、それまで準備(基金)を進めるべきと思う。
伊藤竹志委員	3で事務所の位置等については・・・新市において検討するものとする明記されているので新市で新庁舎が建設されるかどうか現時点では不明(文言では検討するとなっている)なので、文言が矛盾する		3で事務所の位置等については・・・新市において検討するものとする明記されているので新市で新庁舎が建設されるかどうか現時点では不明(文言では検討するとなっている)なので、文言が矛盾する	
大内朗委員				
飯田明委員	原案のまま、了承できます。ただ、後段に「仮庁舎として、周辺の公的文化施設等を活用する」といった文言の付加もあり得ると思われ。		原案の意味するところについては賛同できますが、「合併前の機能を～」云々についてはあえて記述の必要はないのでは。また「総合庁舎」という文言が気になります。補足的には、「総合庁舎においては従来は住民サービス低下等の懸念の解消と住民自治の醸成を図り、安全で快適な住民生活の確保と活動の支援を行う一定の機能を確保する」	「将来的に新たに建設が予想される・・・」という文言が気になります。
小岩誠二委員	地方自治法第4条第2項の解釈でいいと思う。		経費の削減を考えると一部中枢機能を当分の間ではなく持続可能な範囲内で機能分担を位置づけるべきと思われる。(ライフスタイルに直接関係のない部分等)	人員削減、事務効率化等合併効果を表すため、合併特例債の特例期限内に位置づけておくべきと思われる。造成費等を考慮し、郊外等も視野に検討すべきと思われる。
千葉和恵委員				
菅原佑委員	当分の間については、特例債適用期間前半5年以内とする等、具体的年数を当委員会設定すべきである。		新市の一体感、人件費削減等による経済効果等を優先すべきであり、住民の戸惑い等、若干のデメリットはあるが、分庁舎方式でスタートすべきである。	今時合併協議会において参加10町村が概略合意できるエリア設定まで協議すべき
佐藤利郎委員				
中鉢泰一委員	当分の間の事務所の位置については、現在の築館町役場の位置で良いと思います。			花山村議会と相談の結果、この案で良いと思う。

語句説明

当分の間とは・・・新庁舎が建設されるまでの期間  
 新たに建設・・・新築、(改築、増築を含む)  
 新市において検討・・・新庁舎を建設するか、しないのかを含めて検討